



島根県報

令和4年9月20日（火）

第 347 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
土砂災害警戒区域の指定	(")	2
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(")	2
土砂災害特別警戒区域の指定	(")	3

【公 告】

公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	3
---------	-------------	---

【病院局規程】

島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程の一部改正		3
------------------------------	--	---

告 示**島根県告示第632号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和2年島根県告示第194号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
奥谷D、駅南、崎田2区D
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第633号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
奥谷D、駅南、崎田2区D
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第634号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年島根県告示第197号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊

奥谷D、駅南、崎田2区D

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第635号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月20日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

奥谷D、駅南、崎田2区D

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

公

告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年9月20日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影、航空レーザ測量、数値図化）

2 作業期間

令和4年9月12日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

一般国道9号益田市久城町から鹿足郡津和野町枕瀬地先

島根県病院局管理規程

島根県病院局管理規程第5号

島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程（平成26年島根県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月20日

島根県病院事業管理者 山口修平

第9条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程の規定

は、令和元年10月1日から適用する。